

6月議会報告 議会中に提案され可決された事案などを報告します

選挙に関する非常勤特別職の報酬・費用弁償の改正

「沼田市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」が可決されました。

内容は、公職選挙法などの改正により、選挙長、選挙立会人、開票管理者、開票立会人、投票管理者、投票立会人、期日前投票所の投票管理者、期日前投票所の投票立会人の1回の報酬を100円から200円引き上げるといふものです。例えば、選挙長は1回10,600円を10,800円に引き上げます。



新たな過疎対策法の制定を要望する意見書を提出

現行の「過疎地域特別措置法」が、令和3年3月末をもって失効することとなるので、「過疎地域」を抱える沼田市では、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進していくことが重要であるので、沼田市議会として新たな「過疎対策法の制定」を強く要望するといふ「意見書」を内閣総理大臣はじめ関係5大臣に提出しました。

職員の意見を聞かずラジオ体操の実施陳情を採択

民生福祉委員協議会・井之川委員は強行採決に反対

市議会民生福祉委員協議会(茂木清七委員長)に沼田市ラジオ体操連盟(藤井正久会長)から、「ラジオ体操のさらなる普及」を求める陳情が提出され、6月12日に陳情審査が行われました。陳情の要旨は、ラジオ体操のさらなる普及を図りたく提案をさせていただくとして、4項目の具体化が提案されています。

「ラジオ体操の普及」自体には問題があるとは思えませんが、第1に、市役所庁内の始業前ラジオ体操の実施について求める項目があり、カッコ付きで任意となっていますが、考えられる(右中段につづく)↑



井之川博幸市議



消費税増税中止・営業と生活を守ろう

沼田民主商工会が定期総会開催

6月23日、利根沼田文化会館で沼田民主商工会第54回定期総会が開催され、中小業者の要求実現の運動などを中心とした定期総会方針の討議、採択をめざし、活発な論議が展開されました。



沼田民商定期総会の様子

来賓として、石田清人県知事予定候補、谷田良弁護士、井之川博幸市議が連帯のあいさつを行いました。

✓ 問題の一つは、始業前にラジオ体操であっても、市が職員にやりましたということになれば、時間外労働に抵触するのではないかと考えられます。二つ目は、毎朝始業前の仕事の準備の時に、市役所全体にラジオ体操の音楽が流れているということになります。

これらのことは、実際に働いている職員や労組及び管理責任部署の総務課などの意見をまず聞くことが大事であると思ひ、井之川委員はそのように発言し、次回までの「継続」審査を主張しました。

陳情担当の健康課長の説明でも、「陳情」をいただいて、総務課などと協議を始めているところで、労組などとはこれなら協議する予定と説明しているにもかかわらず、茂木委員長は採決を強行し、賛成多数で、「採択」しました。「継続」を主張した井之川委員は、強行採決に抗議し、陳情に反対しました。

任期満了で交代する新人権擁護委員の推薦に同意

現在市内には11人の人権擁護委員が法務大臣から委嘱を受けて活動していますが、今回一人が任期満了でやめることになったので、新しく次の方の推薦に同意しました。○沼田市新町444番地の1 塚越 隆二さん 昭27年10月23日生

2019年6月23日 No.929

いのさんニュース

発行所沼田市下久屋町983 ☎23-1519

井之川博幸議員活動地域版部内資料